

## ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科単位認定規程

〔平成20年2月15日〕  
連合農学研究科規則第3号

第1条 授業科目の単位認定の基礎となる1単位当たりの授業時間数は、鳥取大学単位認定規則（平成5年鳥取大学規則第2号）による。

第2条 単位の認定は、履修した授業科目について筆記試験、論文、報告書等によって行う。

第3条 単位の認定は、100点満点で採点して60点以上をもって合格とする。

- 2 成績は、A、B、C、D、Fをもって表す。Aは90点以上、Bは80点～89点、Cは70点～79点、Dは60点～69点、Fは59点以下とする。
- 3 科学コミュニケーション、教育指導、特別実験、特別演習、海外実習は、合否で判定し、S、Fをもって表す。Sは合、Fは否とする。

第4条 定期試験を実施する場合は、原則として毎学期の終わりに実施する。

第5条 病気その他特別の事情により前条の定期試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、当該試験終了後にできるだけ速やかに追試験願を当該授業科目担当教員の承認を得て、研究科長に提出しなければならない。
- 3 追試験を受けた者については、当該授業科目担当教員から成績が提出された時をもって単位の認定が行われたものとする。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。